



## 通いの場等感染防止対策事業補助金とは？

コロナ禍において、高齢者の介護予防および社会参加のために、地域の通いの場等の存在はとても大切です。この補助金は、感染防止対策を行ないながら活動できる環境を整備し、1つでも多くの通いの場等が継続して活動できるよう支援します。

### ■ 募集期間

令和3年7月1日（木）～令和4年1月31日（月）

### ■ 補助対象期間

補助金交付決定日～令和4年1月31日（月）

※令和4年1月31日（月）までに実施・購入したものが補助の対象となります

### ■ 申請できる対象団体

介護予防や社会参加を目的に、高齢者の通いの場等を運営している住民団体であり、以下の①～③の基準を全て満たす団体

※新規に立ち上げを考えている団体は①②を満たし、③は今後計画されていることが望ましい

①通いの場等を運営する代表者は、参加者であること

②満65歳以上の高齢者が概ね5名以上参加する、体操や趣味の活動など、介護予防に取り組む通いの場等を運営していること

③概ね月1回以上、2時間程度の通いの場等を継続的・定期的に開催していること

### ■ 補助金額

上限10万円（1団体1回限り）

### ■ 対象となる経費

新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に必要な経費

\*例えば・・・備品（空気清浄機、アクリル板、酸素濃度測定器など）

消毒・衛生用品（マスク、手指アルコールなど）

会場使用料（感染防止対策のため、いつもより広く使用する場合など）

事務用品、講師謝金（感染防止対策に関する講師）など

\*備品は、継続的・定期的に取り組む団体に対して認めます

\*飲食にかかる経費は対象外です

## ■ 手続き等について

### 1. 市役所各担当窓口（申請・請求・報告に関すること）

連携のまちづくり推進課 31-0600	協働のひとづくり推進課 31-0622	健康増進課 31-0214	高齢者福祉課 31-0245
・市民活動団体等	・高齢者の社会参加を担う団体等	・いきいき百歳体操実施団体 ・健康づくり団体	・高齢者サロン ・その他任意の通いの場（登録なし）

### 2. 申請から事業実施の流れ

#### ①申請する（申請書提出〆切 令和4年1月31日）

申請に必要な書類 □通いの場等感染防止対策事業補助金交付申請書  
□事業計画書 □収支予算書 □その他必要な書類

\*申請から交付決定まで、概ね2週間かかります

#### ②請求する

請求に必要な書類 □通いの場等感染防止対策事業補助金等交付請求書  
□振り込み先口座が確認できるもの（通帳表紙の写し等）

\*請求書の提出から補助金の受取り（指定口座への振り込み）まで、概ね1か月かかります

補助金を受取る（指定口座へ振り込みます）

#### ③事業を実施する（令和4年1月31日までに実施・購入）

\*備品等を購入した際は、領収書を保管しておきましょう  
\*感染防止対策をしながら活動している様子の写真を、撮っておきましょう

#### ④実績を報告する（報告書提出〆切 令和4年2月28日）

提出する書類 □通いの場等感染防止対策事業補助金実績報告書  
□事業報告書兼収支決算書 □領収書（写） □写真  
□その他必要な書類

事業終了 \*市高齢者福祉課から補助金等確定通知書が届きます

## ■ この事業に関する問い合わせ

益田市高齢者福祉課（TEL 31-0245）